

令和 8 年 8 月千葉豪雨における

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」千葉市実施要領

(令和 8 年 8 月 2 0 日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行うこととされているが、この実施要領は、令和 8 年 8 月千葉豪雨における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた区は、千葉市全域である。（令和 8 年 8 月 1 3 日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

ア 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 1 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

※ 2 非住家は、制度の対象とはならない。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊又は半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、「資力に関する申

出書」(様式第2号)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的な考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的な考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。〔詳細は、「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A(市町村職員・被災者向け)」(参考1)、「住宅の応急修理にかかる工事例」(参考2)を参照。]

ア 令和8年8月千葉豪雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

イ 内装に関するものは原則として対象外とする。ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

ウ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

エ 家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

ア 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

757,000円以内

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

367,000円以内

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記(1)の1世帯あたりの額以内とする。

なお、同一住家に2以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最低限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を判断することになる。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の限度額は、上記(1)のとおりとする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである※が、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

(借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。)

※ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

4 手続きの流れ

被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおりとする。

また、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯当たりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

5 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施

工したか)を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』(以下、「証拠写真代替資料」という。)(様式第8号)に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。)

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

6 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理に申し込みをした工事期間が1か月を超えると見込まれる者については、応急修理期間中に、応急仮設住宅を供与(制度の併用)ができる。

当該工事期間の始期は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ時点とする。

応急仮設住宅への入居期間は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ日を開始日とし、原則として6か月以内とする。

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A

質 問	回 答
【制度関係】	
住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 なお、応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象としています。
住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるか。	応急仮設住宅は住まいを失った方への救助である一方、住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための救助であることなどから、原則、救助として、応急仮設住宅に入居している方が、応急修理に申し込むことは行われていません。 一方、修理期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合、災害発生の日から最長 6 か月間、賃貸型応急住宅の入居が可能です。
災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記 2 と同じく自己負担分の契約が必要となります。
火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る	保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えありません。（例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保

予定だが、その場合でも資力がないとしてよいのか。	険金が振り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）
公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいのか。	住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。 そのため、駐車場や倉庫は対象外です。 駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外となります。
家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いします。
住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申し出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めているが、この要件は撤廃している。
住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② り災証明書の写し ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申し出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加され

	る場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
応急修理の申請時には、「り災証明書」や「住民票」を提出しなければならないのか。	「罹災証明書」や「住民票」提出は、法令で義務付けられたものではありませんが、必要に応じて確認させていただく場合があります。 この場合、コピーで差し支えありません。
単身赴任等により住民票を異動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金等の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 また、「離れ」に浴室がある（「母屋」には浴室はない）など「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 なお、この場合には、図面等を添付してください。
被災者自身が建設業に従事しており、自ら自宅を修理する場合、救助費の対象となるのか。	住宅の応急修理は、救助の実施機関が修理業者と直接契約又は都道府県が自ら大工あるいは技術者を（賃金雇上等により）動員して応急修理を実施する現物給付を原則としていますので、被災者自身と異なる人格の株式会社（有限会社）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）、一般社団法人、NPO法人その他の法人や個人（自己以外の（いわゆる）「ひとり親方」）が被災自治体と契約の上、修理を実施することは差し支えないものと整理されます。 一方、被災者と同一人格となる自己の名で実施機関と契約を行

	い、自ら修理を実施して修理代金を受け取る場合は、現金給付と整理されるので、救助費の対象外となります。
D I Y の材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Y は、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外となります。
複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を 6 畳間から 8 畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
75 万 7 千円以内あるいは 36 万 7 千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第 3 号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ● 修理総額 100.0 万円の場合 ・ 応急修理 75.7 万円以内 (注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。)

	・自己負担 24.3 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。
住宅が大きい場合、全体の見積書を取る必要があるか。	応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。 しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考えられるため、全体の見積書があると幅広く修理の対象を整理することが可能となります。
応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 （ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。 なお、令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。
施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいか。	施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことで施行中の写真等の代替とします。
事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでしょうか。	修理業者にお金を支払っていないければ対象とすることが可能です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。 また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象として差し支えありません。
応急修理に伴い廃棄する廃	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急

【柱・梁】

傾いた柱の起しは応急修理の対象として良いか。	筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保ための措置を行うことは可能です。
破損した柱・梁等の構造部材の取替は可能か。	柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。 柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合は安全を確保した上で入ること。

【基礎】

基礎の修理はどこまでが対象となりますか。	地震の揺れ、液状化、河川の決壊（外力あり）などの被害により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生した場合は、応急修理の対象となります。 (被害の具体例) ・ 基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 ・ 地盤沈下等による不陸 ・ 上部構造が基礎から移動 ・ 地盤の流出、陥没、液状化 など ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための補修」など、将来的なコンクリートの劣化防止（予防措置）のための 工事は応急修理の対象とはなりません。
----------------------	---

【外壁・内壁・間仕切壁等】

浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。
壁の修理について、床上 20～30cm 程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるか。	修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 一般的には、床上 20～30 cmであれば、床上から 50 センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
壁紙の補修は可能か。	壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には対象として差し支えありません。

	壁紙だけの補修は対象にはなりません。
書院、床の間、床脇の壁や建具は応急修理の対象になるか。	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷している場合には、壁のみ補修が可能です。

【床・階段】

床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として交換等していただいて差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいのか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
畳の交換は対象となるか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
今後の水害で被災しないように、床を嵩上げする工事は応急修理の対象とすることができるのか。	応急修理制度は破損した住宅の修理を行う制度であり、今後、発生しうる災害に備えるための予防的な工事は応急修理の対象とはなりません。
床下地材の交換は行わずに、クッションフロアのみ交換は応急修理の対象となるのか。（修理業者は、下地材は交換せずにクッションフロアのみ交換で問題ないと判断。クッションフロアは今回の災害により、修理が必要である）	応急修理の対象となります。 なお、下地材が一見して交換の必要はなくても、そのまま、放置すると臭気やカビの発生原因になるため、一旦外して洗浄、乾燥、消毒などを実施した上で、再度、下地として利用することも考えられます。 この場合、消毒費用については応急修理の対象外であるため、都道府県に相談してください。
床板を修理するうえで、床	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、そ

下断熱材は対象となるか	の交換については応急修理の対象として差し支えありません。
床下収納や階段下収納は対象になるか。	床下収納や階段下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外となります。
書院、床の間、床脇の床板は応急修理の対象になるか。	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。

【建具（ドア、窓等）】

内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	サッシ（窓枠）毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシにしても差し支えありません。 割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等のガラスに取替となります。
壊れたクレセントの交換は可能か。	地震等により変形したクレセントを交換する場合、応急修理の対象として差し支えありません。

【配管・配線】

配管の修理はどこまで対象になるか。	災害により破損した、 ・ 上下水道管の水漏れの補修、 ・ 給排気設備（換気扇などの交換）、 ・ 電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 は応急修理の対象となります。
上水道配管の水漏れ部分の補修の対象はどこまでの部分か。	上水道の修理は、市町村が設置する止水栓（元栓）から宅内に引き込まれる配管が対象となります。 一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行う際は、敷地の掘削が必要になります。
従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい。この工事は応急修理の対象となるか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。
地震により、宅内の水道管に亀裂が入った。水道管の修理は対象となるか。	宅内の水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。

地震により浄化槽につながっている下水管が外れてしまったが、応急修理の対象となるか。	宅内の下水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
配線の補修はどこまでが修理の対象となるか。	電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差し支えありません。 また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックなども対象になります。

【便所】

便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず、応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合はグレードアップとなり対象外となります。 和式便器から洋式便器（暖房便座可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とはなりません。
住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象とはなりません。
温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
トイレには、大便器と小便器があるが、どちらも修理して良いか。	応急修理制度は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用が足りることから、小便器の修理は対象になりません。

【浴槽】

浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となる	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。
-------------------------------------	--

か。	なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。
----	-------------------------------

【キッチン】

台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 なお、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ。IHどちらでもよいか。	ガスコンロ、IHヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。 ただし、ガスコンロからIHヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。	これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することことは差し支えありません。
屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し支えありません。
屋外設置型給湯器（エコキュート等）、国の補助（給湯省エネ2024事業）があるようだが応急修理と併用は可能か。	応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはなりません。 ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
設備等の同等品の取り扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行	便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えあ

っている事例があるが、どの程度まで行えばよいか。	りません。
--------------------------	-------

【エアコン】

エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
---------------------	---------------------------------

【その他】

各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
---	---

【収納関係】

収納は応急修理の対象となるか。	収納は、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理とは言えないため、応急修理の対象とはなりません。
-----------------	--

住宅の応急修理にかかる工事例

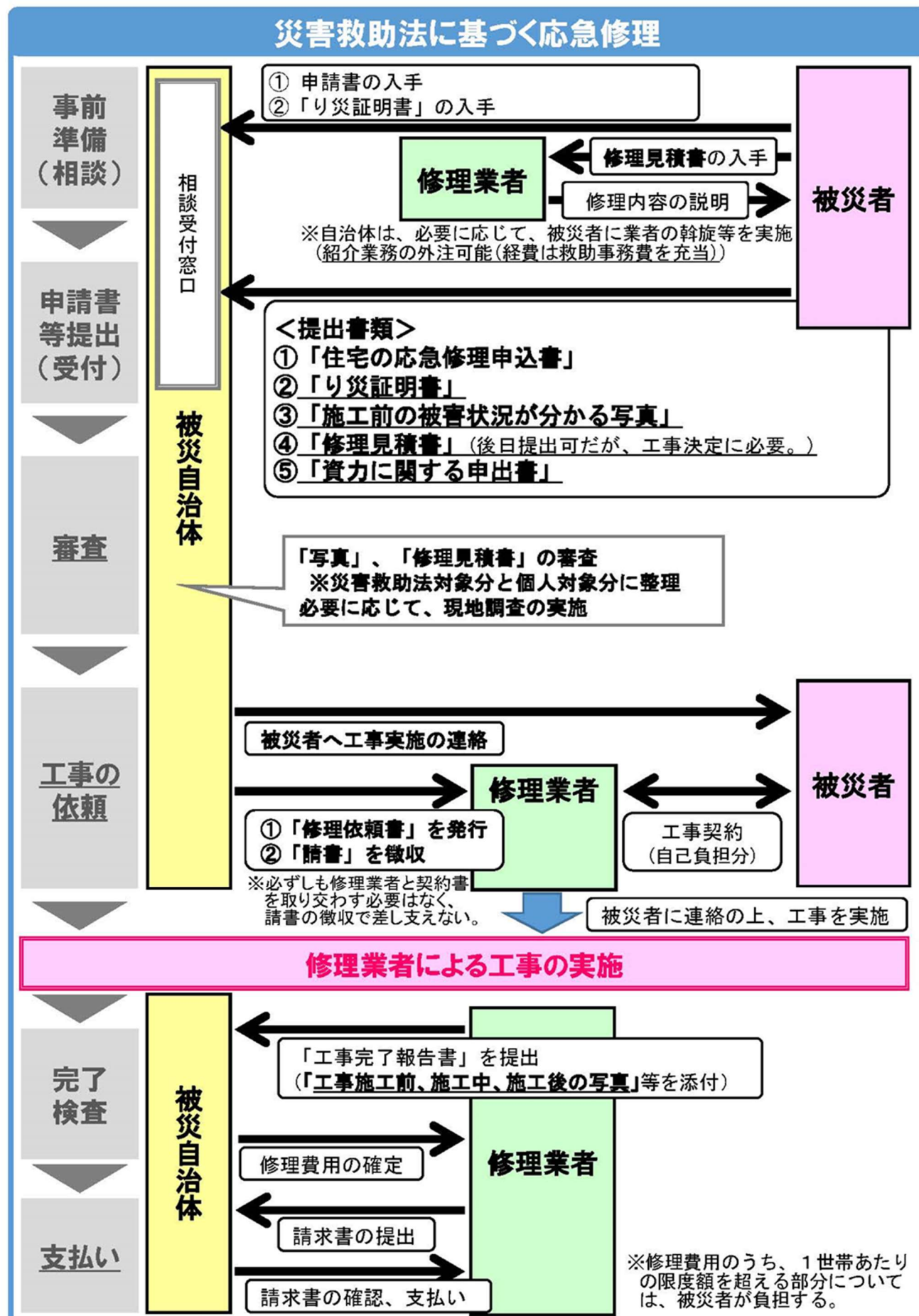
1 住宅の応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 住宅の応急修理の基本的考え方

- (1) 豪雨の被害と直接関係ある修理にみが対象となる。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスは複層ガラス（ペアガラス等）でも可）
 - × 壊れていない便器の取り替え
 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・ 壊れた床の修理と併せて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。(例) × 単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）
- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。）
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



様式第 1 号

申 込 日：令和 8 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

千葉市長 殿

住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を実施されたく
申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の
担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和 8 年 8 月 1 3 日

2 災害名 令和 8 年 8 月千葉豪雨

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、準半壊

- 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。

○ 「中規模半壊」、「半壊」、「半焼」、「準半壊」の場合は、「資力に係る申出書」
（様式第 2 号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

- ・ 屋根
 - ・ 柱
 - ・ 床
 - ・ 外壁
 - ・ 基礎
 - ・ 梁
 - ・ ドア
 - ・ 窓

- ・ サッシ
 - ・ 上下水道の配管
 - ・ ガスの配管
 - ・ 給排気設備の配管
 - ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
 - ・ トイレ
 - ・ 浴室
 - ・ その他（ ）

受付欄

千葉市にて受付日・受付番号を記載

資力に係る申出書

千葉市長 様

私、_____は、令和8年8月千葉豪雨のため、住家が(中規模半壊 ・ 半壊 ・ 半焼 ・ 準半壊)しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を実施していただきますようお願いします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和8年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

修 理 見 積 書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・半焼・準半壊)

※ 千葉市が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見 積 金 額 (総 工 事 費) 0 円 -(消費税込)

☐ 住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 0 円 -(消費税込)(※1)

見積金額(被災者負担分) 0 円 -(消費税込)

	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備 考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
	0 円	0 円	
合 計	0 円	A 0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼の場合： 757,000円の範囲内
準半壊の場合： 367,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「―」としてよい

(注意) 被災度区分や被災部位によっては、応急修理の対象とならない場合があります。

千葉市長 殿

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名
千葉市		

修 理 見 積 書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・半焼・準半壊)

※ 千葉市が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見 積 金 額 (総 工 事 費) 0 円 -(消費税込)

☐ 住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 0 円 -(消費税込)(※1)

見積金額(被災者負担分) 0 円 -(消費税込)

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

- ※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼の場合： 757,000円の範囲内
準半壊の場合： 367,000円の範囲内
- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部
- ※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に ○ を付けること。

千葉市長 殿

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

令和 年 月 日	住 所	
	会社名	
	電話番号	
	代表者名	

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入)

令和 年 月 日	住 所	
	氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名
千葉市		

令和8年 月 日

応 急 修 理 依 頼 書

_____様

千葉市長 神谷 俊一

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに工事写真（修理前、修理中、修理後の工事写真）と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所_____

氏名_____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

令和 8 年 月 日

応 急 修 理 実 施 連 絡 書

_____ 様

千葉市長 神谷 俊一

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

令和 8 年 月 日から 令和 8 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

請 書

印紙
貼付

- 1 件 名：〇〇〇〇〇邸 応急修理業務
- 2 履行場所：千葉市△△△ □—〇—△
- 3 履行期間：令和8年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額：金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：千葉市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号：令和 年 月 日 第 号

千葉市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

千葉市長 神谷 俊一 様

受注者： 住所

氏名

令和 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

千葉市長 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所_____

氏名_____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

千葉市長 殿

施工業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和8年8月千葉豪雨					
自治体名	千葉市					
修理事件	〇〇 〇〇邸（住所： ）					
被害区分	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	半焼	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日					
修理金額	円（自己負担分 円）					

（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸図面（１階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

〇〇 〇〇邸図面（２階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

2

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

3

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

4

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

5

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

住宅の被害状況に関する申出書（住宅の応急修理に関する参考資料）

令和 年 月 日

千葉市長 様

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」制度とは、**自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。**

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 _____

2 床について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。）

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1 室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	0 8 千都住政第	号
申込者		

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

- 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。
- ☐ 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていますか？）
 - ☐ り災証明書（写し）
 - ☐ 施行前の被害状況が分かる写真
 - ☐ 修理見積書（後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
 - ☐ 資力に関する申出書
 - 借家の場合 ☐ 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
 - ☐ 住宅の被害状況に関する申出書

【対象者要件】

- 「被害の状況」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）
- ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊
 - ☐ 半壊 ☐ 準半壊
- 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はないですか？
- ☐ 利用しない ☐ 申請している

【修理見積書依頼状況】

- ☐ 依頼済・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- ☐ 未依頼（修理業者の当てはある）
- ☐ 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名： _____

修理業者への応急修理の説明： 未 済

（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告 》

（ 1 / ）

整理 番号	例	1
工事 箇所	内壁	
修理の 説明	断熱材の交換	
修理前 写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中 写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後 写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告 》

(2 /)

整理 番号	2	3
工事 箇所		
修理の 説明		
修理前 写真		
		
修理中 写真		
		
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告 》

(/)

整理 番号	4	5
工事 箇所		
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。